

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 28 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第 6 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療職給料表(二)の適用範囲） 第 4 条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。 （１）～（６） 略 （７） <u>川部みどり園、子ども女性相談センター又は斯道学園</u>に勤務し、栄養の管理業務に従事する栄養士 （８）～（１０） 略	（医療職給料表(二)の適用範囲） 第 4 条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。 （１）～（６） 略 （７） <u>子ども女性相談センター又は川部みどり園</u>に勤務し、栄養の管理業務に従事する栄養士 （８）～（１０） 略

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。